

第9期熊本県地球温暖化防止活動推進員募集要項

平成28年1月12日

熊本県環境立県推進課

1 趣旨

本県において、地域における地球温暖化対策に関する活動のリーダーとなる「地球温暖化防止活動推進員」（以下「推進員」という。）を募集します。

2 推進員の活動等

推進員は、地球温暖化対策の推進に関する法律第23条を根拠として策定した熊本県地球温暖化防止活動推進員設置要項（以下「設置要項」という。）に基づき、熊本県知事が委嘱します。

（1）活動内容

設置要項5に定める次の活動を行っていただきます。

なお、推進員はボランティアとして活動を行っていただくものであり、公職としての身分を持つものではありません。

- ①県、市町村及び熊本県地球温暖化防止活動推進センター（※）（以下「県センター」という。）等の依頼に基づき、住民に対する普及啓発活動等を行うほか、自ら活動計画を企画し、自主的な普及啓発活動を行う。
- ②県内の各種団体等が行う地球温暖化防止に関する活動について、協力依頼を受けたときは、積極的に協力する。
- ③地球温暖化対策に関する情報、事例、意見等を県、市町村及び県センターへ提供する。
- ④県、市町村及び県センター等が開催する研修会や講演会等へ積極的に出席し、推進員としての資質の向上に努める。
- ⑤自ら地球温暖化対策を実践する。

（※）熊本県地球温暖化防止活動推進センター（県センター）は、地球温暖化対策の推進に関する法律第24条の規定に基づき、県知事が県内の地球温暖化対策の普及啓発の拠点となる団体を指定しています。現在の県センター指定団体は、特定非営利活動法くまもと温暖化対策センターです。

（2）活動状況報告

設置要項6に基づき、所定の様式により活動状況を毎年度報告していただきます。

3 委嘱期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで（3年間）

4 募集方法

市町村推薦又は自薦による応募（公募）とします。

なお、市町村推薦は、熊本市を除きます。

5 募集人数

（1）市町村推薦 57人程度

（2）自薦による応募（公募） 33人程度

※（1）（2）とも人数はあくまで目安です。

6 推薦（応募）要件

設置要項2に定める次の各要件を全て満たす方とします。

- （1）地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に、熱意と識見を有している。
- （2）住民と密接なつながりを持ち、市町村又は県センターと連携して、住民に対して普及啓発活動等を行うことが出来る。
- （3）県や県センター等が開催する研修及びその他研修、講習に参加できる。
- （4）平成28年4月1日現在満20歳以上の方で、熊本県内に居住する。

7 推薦（応募）方法

（1）市町村推薦

市町村が、御本人の同意を得た上で推薦します。

また、推薦書（設置要項の別記第1号様式）を市町村が作成・提出します。

（2）自薦による応募（公募）

応募申込書（設置要項の別記第2号様式）に必要事項を御記入の上、郵送、FAX又は電子メールで御提出ください。なお、応募書類は返却しません。

【応募先】熊本県環境立県推進課 環境活動推進班 宛て

郵 送：〒862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18-1

FAX：096-383-0314

E mail：kankyourikken@pref.kumamoto.lg.jp

（Emailで応募いただく際は、「第9期推進員応募」と件名に入れてください。）

8 書類の提出期限

平成28年2月19日（金曜日）

9 推進員の選考

原則、県において書面審査を行い選考します。

なお、自薦による応募者のうち、活動実績のない方や著しく少ない方などについては、活動状況について確認するため聴き取りを行う場合があります。

10 選考結果

平成28年3月中旬を目途に、市町村及び御本人宛てに通知します。

11 県及び県センターが行う推進員の活動支援

次の支援を行います。

- (1) 推進員のボランティア保険加入経費の負担
- (2) 地球温暖化対策に係る情報の提供
- (3) 推進員を対象とする意見交換会や研修会の開催

12 推進員の個人情報の取扱いについて

- (1) 氏名及び居住市町村名は、設置要項4に基づき、県ホームページ等にて公開し、広く周知に努めます。
- (2) 名簿（氏名、住所、性別、連絡先等）を作成し、事務や活動支援を円滑に図るため、県センター及び市町村と共有します。